

公務員制度改革等の流れ（未定稿）

平成 14 年 8 月 「**国家公務員制度改革関連法案の骨子（案）**」 ※内閣官房行政改革推進事務局
（小泉内閣）

- ・能力等級制を導入し職階制は廃止する。
- ・昇任は試験ではなく上司による能力評価の結果を重要な判断材料とする。管理職等の幹部職への任用に当たっての登用審査の仕組みを設ける。
- ・再就職管理の適正化、官民交流の促進等

平成 17 年 8 月 「**国家公務員人件費削減の考え方**」 ※民主党 岡田克也代表

1. 基本的な考え方
3 年後に国家公務員人件費を 2 割（1 兆円）削減する。
2. 削減の方策
 - (1) 新規採用の停止・抑制＝△5,000 億円程度
(今後 3 年間で退職する 10 万人の 2/3 にあたる新規採用を停止する。)
 - (2) 給与・諸手当等の見直し＝△5,000 億円程度
3. 地方公務員人件費
上記措置と同様の取組みを地方自治体に対して要請する。

平成 17 年 12 月 「**行政改革の重要方針**」（閣議決定） ※小泉内閣

1. 政策金融改革
2. 独立行政法人等の見直し
3. 特別会計改革
4. 総人件費改革の実行計画等
 - (1) 総人件費改革の実行計画
 - ア 公務員の定員の純減目標
 - ・今後 5 年間で国家公務員を 5%以上純減させる。
 - ・地方公務員についても今後 5 年間で 4.2%以上の純減確保に取り組む。
 - ・純減目標達成のために新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。
 - イ 給与制度改革等
 - ・能力・実績主義の人事制度の整備
 - ・職務分類によるきめ細かな官民比較
 - ・職階差の大幅な拡大
 - ウ その他の公的部門の見直し
 - (2) 公務員制度改革の推進
5. 政府調達・債務改革

平成 18 年 6 月 「**国の行政機関の定員の純減について**」（閣議決定） ※小泉内閣

- ・重点事項の削減によって 5 年間で 13,936 人（4.2%）以上の純減を確保する。
 - ・厳格な定員管理によって 5 年間で 5,000 人（1.5%）以上の純減を確保する。
- 「**国家公務員の配置転換、採用抑制に関する全体計画**」（閣議決定）
- ・重点事項の部門において、新規採用による欠員不補充によって純減計画を消化できない分は他の部門への配置転換によって消化する。
 - ・配置転換を受入れた部門についてはその分新規採用を抑制する。

平成 19 年 7 月 「**国家公務員法等の一部を改正する法律**」 ※安倍内閣

- ・官民人材交流センターの設置
- ・「国家公務員の職階制に関する法律」の廃止
- ・昇任試験制度の廃止と人事評価制度の導入

平成 20 年 6 月 「国家公務員制度改革基本法」 ※福田内閣

- ・政治主導を強化するための国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置
- ・縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、幹部職員を一元的に管理
- ・採用試験の種類と内容の見直し
 - ・総合職試験：政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視
 - ・一般職試験：的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視
 - ・専門職試験：特定の行政分野に係る専門的な知識を有するかどうかを重視
 - ・院卒者試験：大学院の課程を修了した者又はこれと同程度の者を対象とした試験
 - ・中途採用試験：係長以上の職への採用を目的とした試験
 - ・国際対応に重点を置いた採用措置
- ・内閣人事局の設置
- ・自律的労使関係制度の措置

平成 21 年 2 月 「公務員制度改革に係る『工程表』」 ※国家公務員制度改革推進本部決定
(麻生内閣)

- ・平成 21 年に、新たな人事評価制度の導入と政府全体を通ずる採用昇任等基本方針を策定し、能力・実績主義の人事管理を推進
- ・平成 22 年に、内閣人事・行政管理局を設置し、幹部職員・管理職員の一元管理を開始
- ・平成 24 年までに新たな人事制度に移行

平成 21 年 3 月 「採用試験の在り方を考える専門家会合報告書」 ※人事院

- ・現行 I 種、II 種、III 種試験を廃止し、総合職試験・一般職試験に再編
 - ・総合職試験：政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う試験
 - ・事務系大卒程度（行政、法律、経済＋外交官試験）→（行政・国際、法律、経済）
 - ・技術系大卒程度は従前と同様（人間科学系 2 区分、理工系 4 区分、農学系 4 区分）
 - ・総合職試験に院卒者試験を創設
 - ・事務系は単一の区分、技術系は大卒程度試験と同様
 - ・「院卒者試験は、大学院修了者にとってなじみやすい試験として実施するものであり、採用後の人事管理においては、優遇的取扱いを行わない。」
- ・専門職試験を創設
 - ・会計・財務・法律実務・語学等の各府省横断的な特定分野の専門家
 - ・技術系のうち特定分野の業務に従事することが想定される職種や国際交渉の専門家
 - ・現行の国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験等
- ・係長以上の職への採用を目的とした中途採用試験を創設

「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（審議未了廃案） ※麻生内閣

- ・内閣総理大臣による幹部候補者の適格審査と名簿への記載
(内閣総理大臣の権限は官房長官に委任、検察庁や警察庁等の官職は適用除外)
- ・内閣人事局の設置（内閣人事局長は、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名）
- ・国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置

平成 21 年 7 月 「民主党 政権政策 Manifesto」 ※民主党

1. ムダづかい
 - ・2008 年に成立した「国家公務員制度改革基本法」に基づき、内閣の一元管理による新たな幹部職制度や能力・実績に応じた処遇などを着実に実施する。
 - ・地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金などの水準、定員の見直し等により、国家公務員の総人件費を 2 割削減する。(5.3 兆円から 1.1 兆円を削減)
2. 子育て・教育、3. 年金・医療、4. 地域主権、5. 雇用・経済、
6. 消費者・人権、7. 外交